

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	保護施設の名称等の変更の申請に対する認可	
根拠法令・条項	生活保護法第41条第5項	
所 管 課	生活福祉部 生活援護管理課	
審 査 基 準	<p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する最低基準 (昭和41年7月1日 厚生省令第18号)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について (昭和41年8月29日 厚生省発社第190号厚生事務次官通知) (昭和41年12月15日 社施第335号厚生省社会局長通知)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について (昭和58年4月1日 社施第50号厚生省社会局長通知)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令について (昭和62年3月9日 社施第36号厚生省社会局長通知)</p> <p>堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月14日 条例第56号)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	過去に実績がなく、あらかじめ期間を設定することが困難なため